

安芸市都市計画マスタープラン（案）【概要】

1. 都市計画マスタープランについて

1.1 都市計画マスタープランの背景と目的

平成 14 年（2002 年）3 月、安芸市都市計画マスタープランが策定されました。以降、安芸市は令和 2 年（平成 32 年／2020 年）を目標年次として、さまざまな取組を進めてきました。

こうした中、安芸市では、人口減少、高齢化、都市部への人口流出等の社会情勢の変化が県内他市に比べて著しく、都市計画区域における都市構造も変化の兆しがみられるようになりました。

また、平成 24 年 12 月には、高知県から詳細な津波浸水予測等の結果が公表され、これまで以上のスピード感を持って、津波対策に取り組むことの必要性が示されています。

以上を踏まえ、これから安芸市の都市計画に関する基本的な方針として、新しい安芸市都市計画マスタープランを策定します。

1.2 都市計画マスタープランとは

○都市計画マスタープランとは

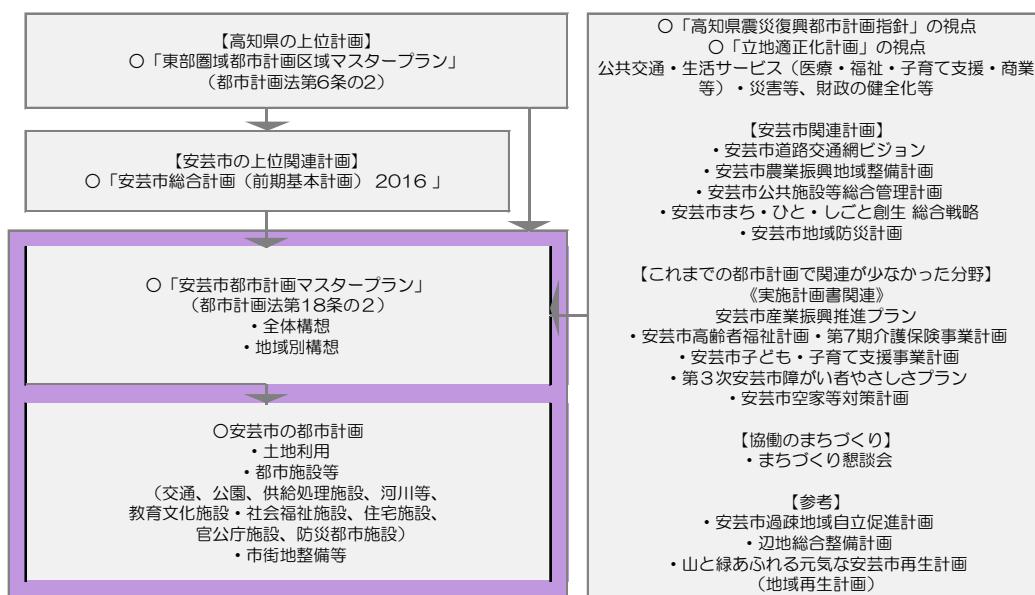
安芸市都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づいて、都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備等に関する都市計画の方針を示すものであり、安芸市総合計画および高知県の定める東部圏域都市計画区域マスタープラン（都市計画法第 6 条の 2）に即して策定します。

○計画の役割

- 【1】まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、あるべき市街地像を示します。
- 【2】地域別の整備課題に応じた整備方針、及び生活像、都市交通、自然的環境等に関する土地利用、各種施設の整備の目標等を示します。
- 【3】安芸市における将来の土地利用や施設を規定するものであり、今後の各種事業の体系的な基本指針と位置づけられます。

○計画の位置づけ

都市計画法における安芸市都市計画マスタープランの位置づけ及び策定にあたっての安芸市関連計画との関係を示します。



1.3 対象区域・目標年次・将来人口

【1】対象区域：市域全体 31,721ha（都市計画区域 524ha／都市計画区域外 31,197ha）

【2】目標年次：都市の姿 令和 22 年（2040 年）、具体的な整備 令和 12 年（2030 年）

【3】将来人口：10 年後（令和 12 年／2030 年） 16,226 人（6,579 人）

20 年後（令和 22 年／2040 年） 15,121 人（6,142 人）

※（）都市計画区域内人口、いずれも「安芸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略（人口ビジョン編）」に準拠し設定

2. 全体構想

2.1 将来都市像

安芸市のまちづくりの基本理念である「市民一人ひとりが幸せを実感し、笑顔が輝く活力あふれる元気都市」（安芸市総合計画（前期基本計画）2016）の実現を目指し、目標とする将来都市像を設定します。

■安芸市総合計画（前期基本計画）2016

「市民一人ひとりが幸せを実感し、笑顔が輝く活力あふれる元気都市」

■安芸市都市計画マスタープランの将来都市像

次世代にわたって みんなが健康で 元気に暮らせる
『健康・元気都市』

2.2 目標

安芸市都市計画マスタープランの将来都市像の実現に向け、「暮らし」「活力」「持続」「防災」「魅力」の視点のもと、都市計画の目標を以下のように定めます。

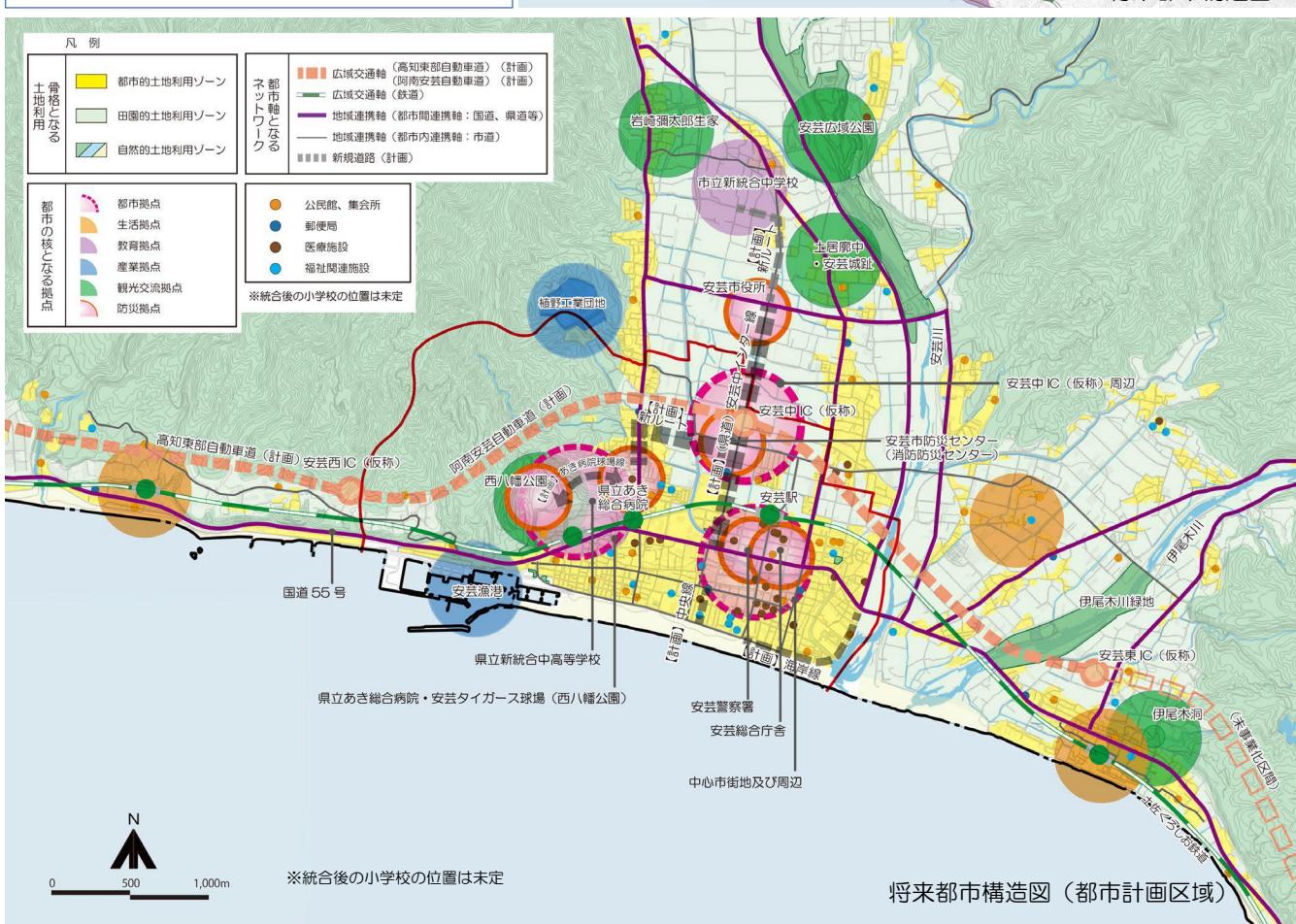
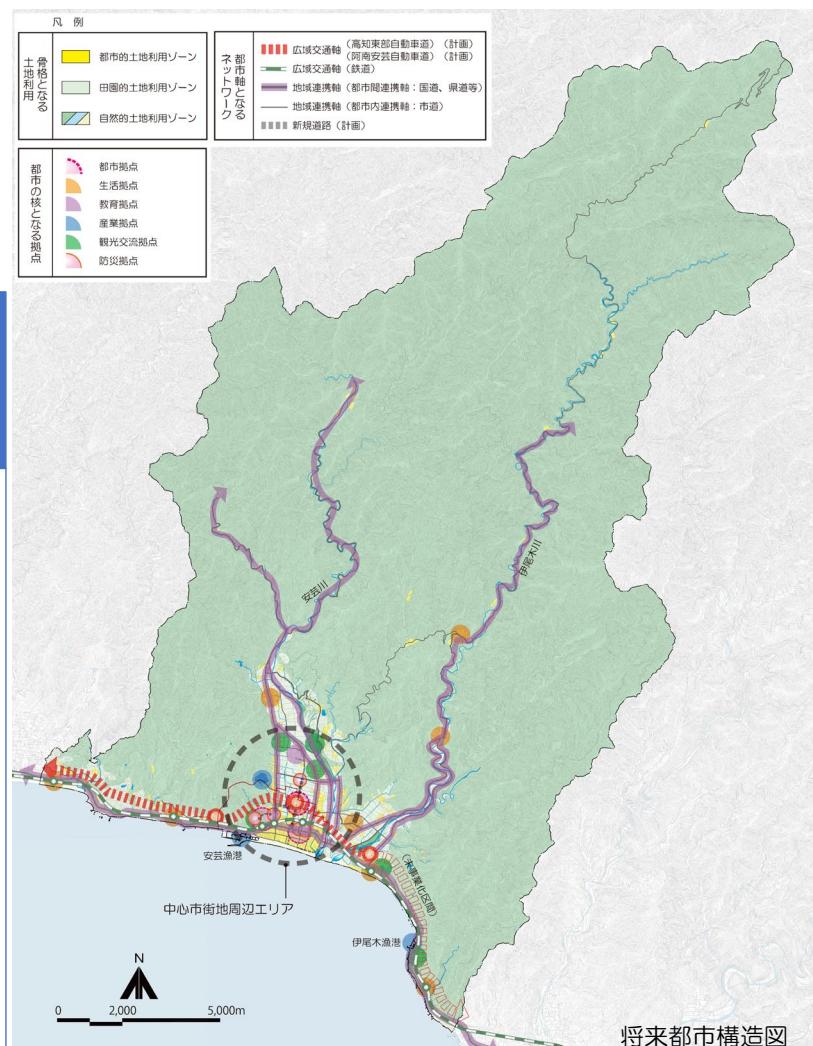
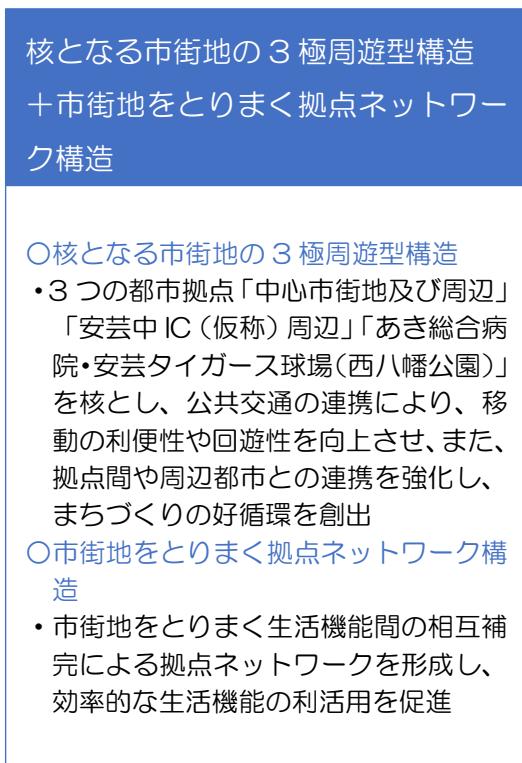
目標1（暮らし） 健康で安心して暮らせる人にやさしいまちづくり	《良好な生活環境の維持・保全、整備》 ・子育て世代、高齢者や障がいのある方など全ての方が安心・健康・元気に暮らせる生活環境づくりを推進します。
目標2（活力） 元氣でにぎわいのあるまちづくり	《元氣でにぎわいのある商店街や雇用を生む産業振興に資する環境の形成》 ・元氣でにぎわいのある商店街の再生や、新たな産業立地を推進し、市民の生活や雇用の創出と活性化を図ります。
目標3（持続） 多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくり	《都市機能の集約と公共交通ネットワークの形成》 ・都市機能の集積を図る拠点を市内の適所に配置し、拠点をつなぐネットワークを形成することで、暮らしやすく持続可能な都市づくりを推進します。さらに、都市施設の計画的な改修・更新を進め、効率的な施設管理を推進します。
目標4（防災） 災害に強いまちづくり	《防災対策、減災対策による災害に強いまちの形成》 ・南海トラフ等による地震・津波や集中豪雨、土砂災害など、さまざまな災害に強いまちづくりを引き続き推進します。
目標5（魅力） 環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり	《環境保全と個性ある地域資源の保全・活用》 ・自然環境の保全及び地域固有の歴史的景観などの地域資源を継承します。

2.3 基本方針

安芸市は、かつての安芸市の都市計画といえる昔ながらの町割りを、今も残しています。また、都市機能は、市街地中心部のみならず、市街地をとりまく田園地域や中山間地域及び沿岸地域にも集積し、これらが日常生活に必要な生活利便施設と補い合い、市内各地で拠点的な役割を果たしてきています。これからの中長期的には、このような歴史的成り立ちを踏まえて、①各地域における既存のストックを活かしつつ、都市機能の集積拠点や生活拠点の形成を新たに進めます。また、②これらの拠点を中心に、にぎわいや暮らしの場を創出しながら拠点間の連携を図ることで、市全体が有機的に結びついた持続可能なまちづくりを目指します。

2.4 将来都市構造

安芸市は、「健康・元気都市」の実現に向けて、「核となる市街地の3極周遊型構造+市街地をとりまく拠点ネットワーク構造」を目指します。



2.5 安芸市の新たな都市計画の方針

新たなネットワーク形成や新たな拠点形成（公共施設跡地及び IC 周辺土地利用）」並びに津波浸水想定の区域などのハザードエリアにおける都市計画に係る方針を示します。

1. 都市計画区域見直しの検討

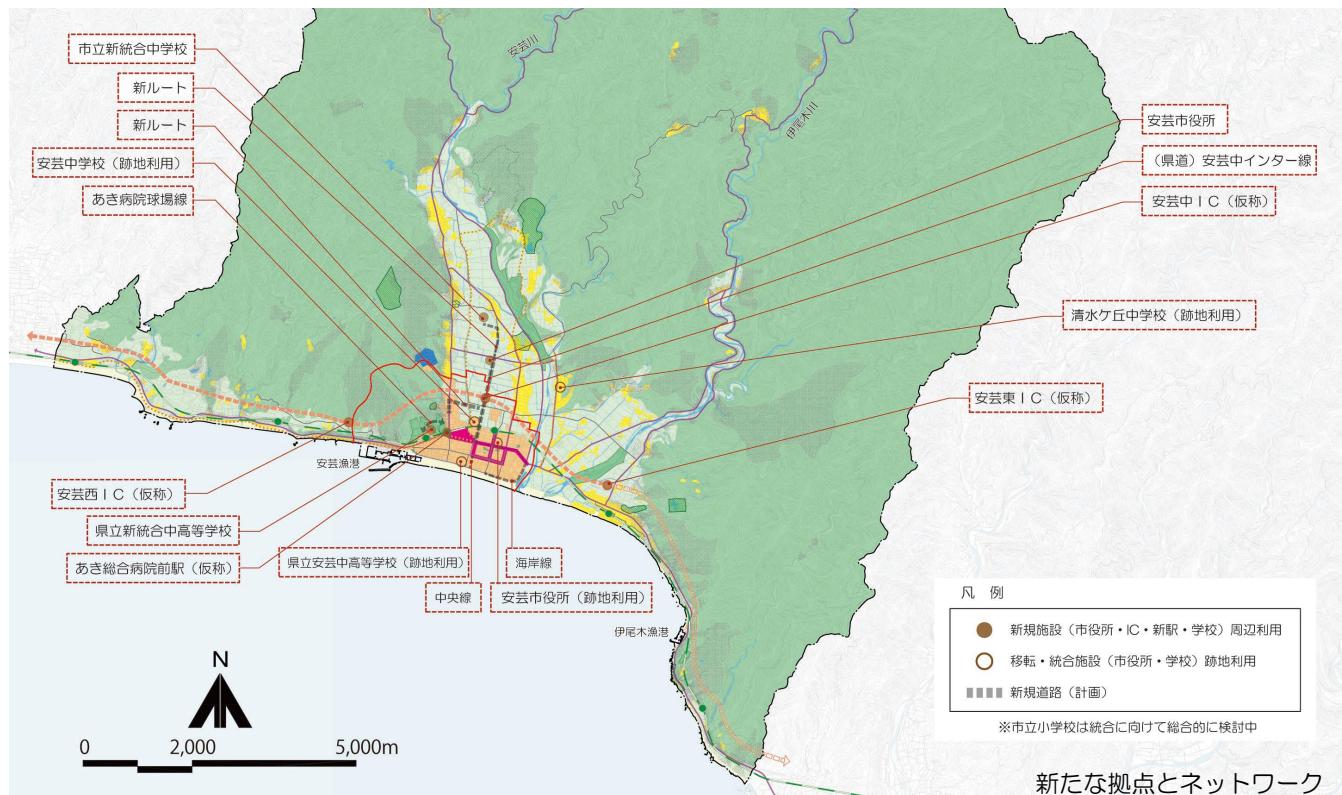
- [1] 市役所の移転及び都市計画区域外の学校統廃合
予定地周辺の都市計画区域の見直しを検討

2. 新たな拠点と周遊型ネットワークの形成

- [1] 新たな拠点形成
(都市拠点・教育拠点・交通の拠点)
- [2] 拠点周遊型ネットワークの形成と沿道土地利用
- [3] 公共施設跡地の有効活用

3. 災害に強い都市防災

- [1] 南海トラフ等による地震・津波の災害対策
- [2] 防災拠点の確保と緊急輸送道路ネットワークの強化
- [3] 密集市街地における防災・減災対策
- [4] 避難場所・避難できる通路などの整備・充実
と防災意識の向上
- [5] 河川・内水氾濫、土砂災害等の災害対策



2.6 分野別方針

安芸市の都市計画は、以下の6つの分野から進めます。

1. 土地利用

- [1] 魅力ある中心市街地の形成
- [2] 快適な生活環境の形成
- [3] 産業拠点の充実
- [4] 中山間地域における既存の集落維持

2. 市街地整備

- [1] 安全・安心な住居系市街地の形成
- [2] 新たな商業・業務系市街地の形成
- [3] 工業系市街地機能の維持・向上
- [4] 農業・漁業系土地利用の機能の充実

3. 都市交通

- [1] 総合交通体系の形成
- [2] 公共交通サービスの充実
- [3] 人にやさしい道路づくり

4. 生活環境

- [1] 上下水道の適切な管理
- [2] 供給処理施設の整備
- [3] 環境保全対策の推進

5. 公園・緑地

- [1] 自然環境の保全
- [2] 公園・緑地の整備・管理
- [3] 協働による緑化推進

6. 都市景観・観光

- [1] 固有の歴史、文化、自然、風土を活かした景観形成
- [2] 地域活性化に向けた観光振興の推進

3. 地域別構想

3.1 地域別構想の概要

地域別構想は全体構想を踏まえ、あるべき市街地像や地域像及び実施されるべき施策を地域別に定めます。

凡 例

	住居系ゾーン（都市的土地利用）		主な行政施設		主な歴史・文化・観光資源
	住居系ゾーン（自然的土地利用）		公民館、集会所		都市公園
	商業・業務系ゾーン		郵便局		自然公園
	工業系ゾーン		医療施設		
	農業・漁業系ゾーン		福祉関連施設		
	自然環境系ゾーン		その他の公共公益施設		

	広域交通軸（阿南安芸自動車道）（計画）		都市拠点		新規施設（市役所・IC・学校）周辺利用
	広域交通軸（鉄道）		生活拠点		移転・統合施設（市役所・学校）跡地利用
	地域連携軸（都市間連携軸：国道、県道）		教育拠点		災害の危険性が高い区域
	地域連携軸（都市内連携軸：市道）		産業拠点		計画
	新規道路（計画）		観光交流拠点		
	四国のみち（四国自然歩道）		防災拠点		

※市立小学校は統合に向けて総合的に検討中

3.2 安芸町地域

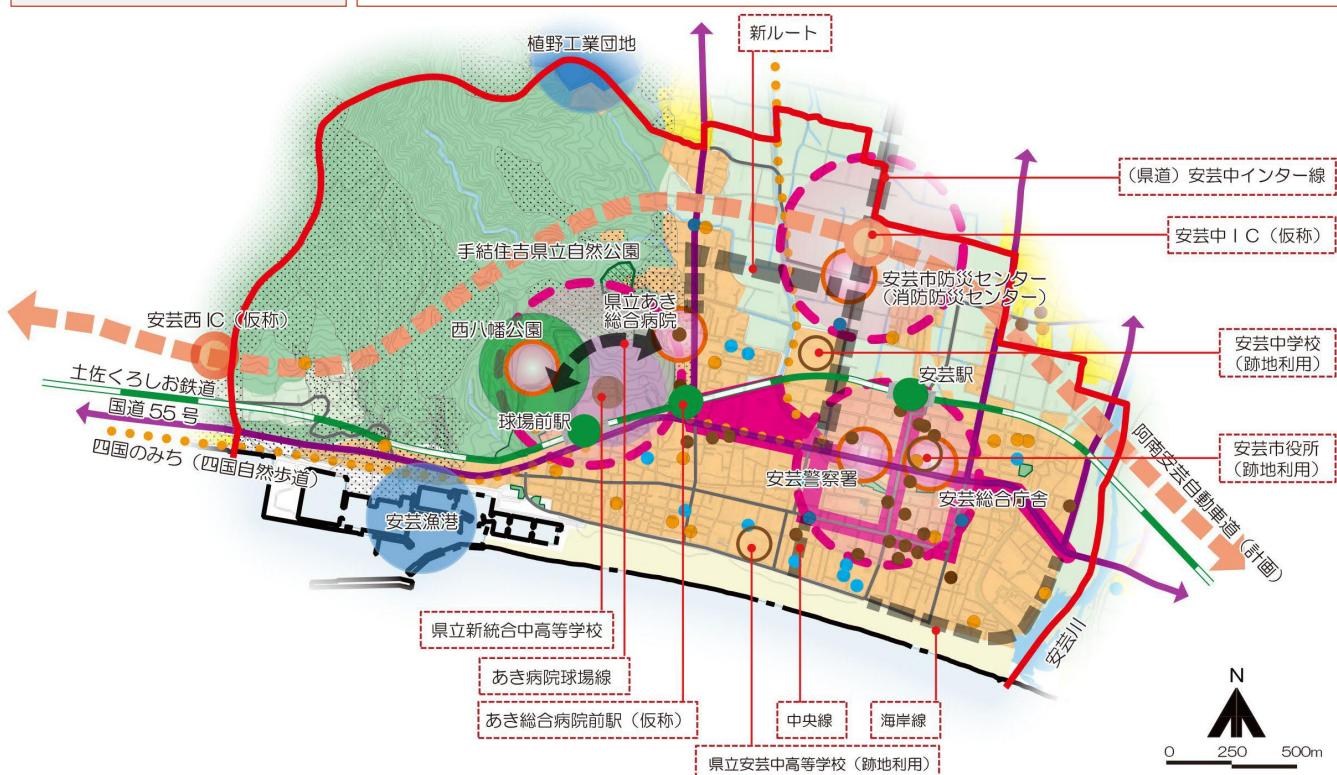
《地域の将来像》

暮らしと魅力の
中心拠点

健康で安全な暮らしと
新たな魅力・活力のある
安芸市中心拠点

《方針》

- 魅力と活力を生み出す新たな拠点と周遊型ネットワークの形成
 - 市役所の移転、学校統廃合、地域高規格道路・安芸中IC（仮称）、新たな交通体系の整備
- 命を守る取組と強靭なまちづくり
 - 地震・津波などの自然災害に対する防災機能のさらなる強化や避難場所、避難する通路の確保
- 圏域拠点・安芸市の中心地としてのにぎわいのある中心市街地の形成
 - 商業・業務機能の維持・集約
 - 交通や生活利便性の高いまちなかへの居住の維持及び新たな居住者の受け入れ環境の整備
- まちなかにおける快適な暮らしの確保
 - 介護・福祉、子育て支援、医療・救急等の都市機能の維持
 - 市民や観光客の憩いや健康づくり、地域コミュニティの場の整備
 - 定住者や移住者が安心して子育てができ、健康に暮らせる住環境の形成



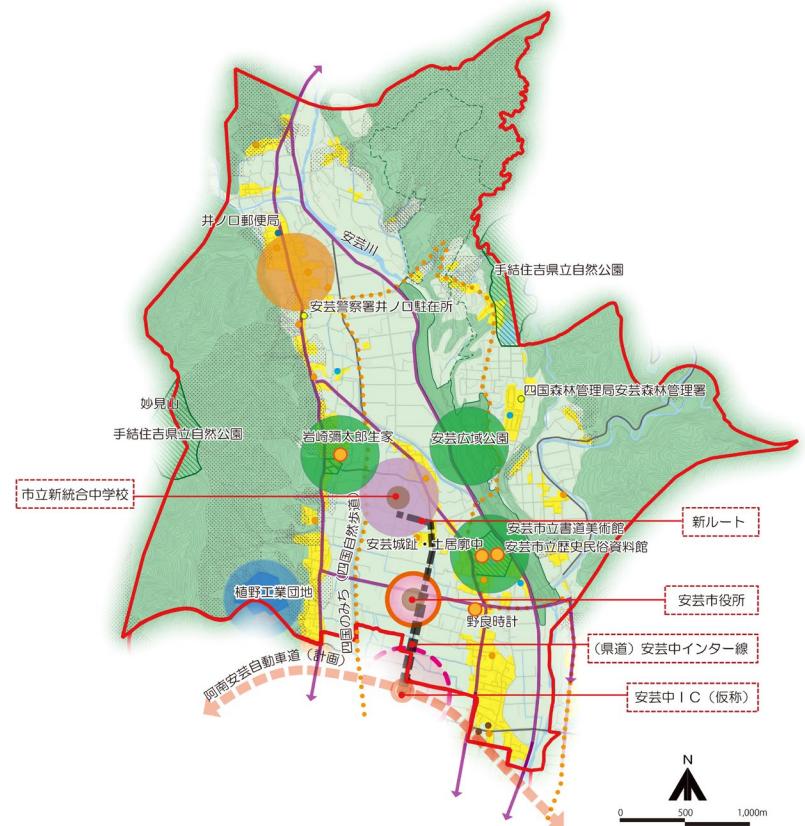
3.3 土居・僧津、井ノ口、川北乙地域

《地域の将来像》

歴史と今を感じるふるさと安芸
安芸市を代表する農と歴史と文化の観光交流地域

《方針》

1. 環境の変化に対応する適切な土地利用の検討
 - 新たに整備される市役所、市立新統合中学校の周辺土地利用や（県道）安芸中インター線沿道周辺への無秩序な開発を抑制し、周辺の優良農地と調和する適切な土地利用を推進
 - これら周辺土地利用を適切に活用するため、都市計画区域の見直しを検討
2. 集落内の交通環境の改善
 - 集落内狭小道路の拡幅について検討
3. 交通ネットワークの強化による暮らしの安心の確保
 - 医療施設や商業施設等の地域内格差の向上
4. 観光地間をわかりやすく楽しく結ぶ観光ルートの整備
 - 地域内に点在する観光施設への必要に応じたアクセス道路の拡幅
 - 駐車場の整備、サインの設置
 - わかりやすく結ぶ観光ルートの設定
5. 自然災害から暮らしを守る取組による安全・安心な地域づくりの推進
 - 自然災害に対する複合的な取組の推進



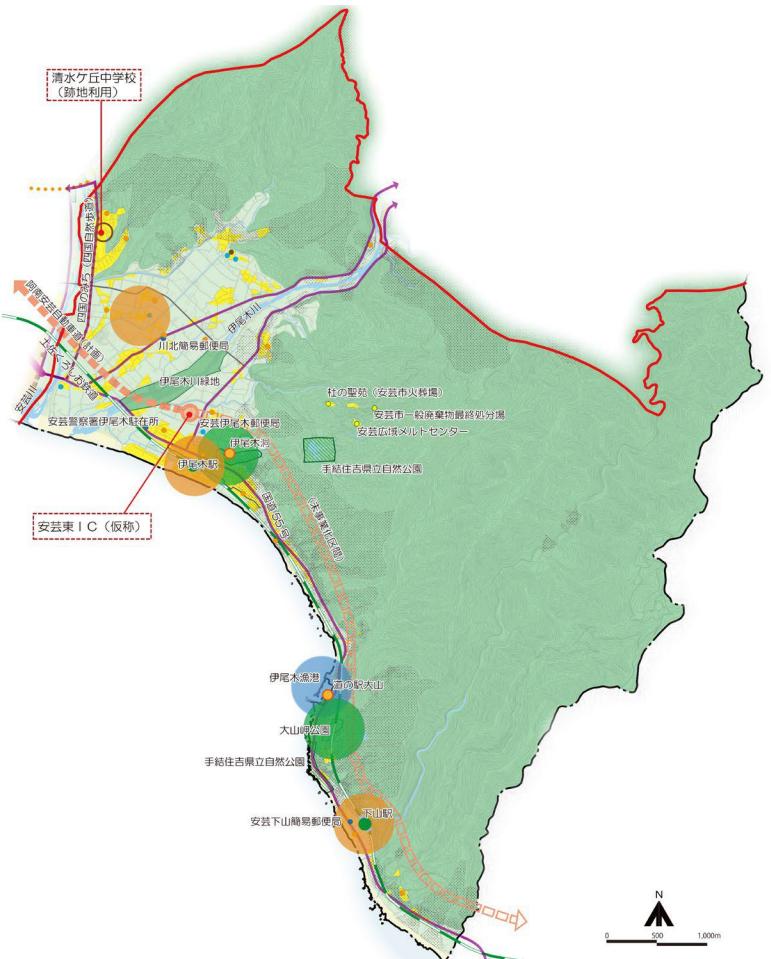
3.4 伊尾木、下山、川北甲地域

《地域の将来像》

誇りある歴史ロマンのふるさと
新たに生まれる安芸東IC（仮称）、学校跡地等
を最大限活用した魅力あふれる観光交流地域

《方針》

1. 安芸東IC（仮称）や学校跡地を活用した地元産業の育成・起業の促進
 - 地域高規格道路・安芸東IC（仮称）の整備促進
 - 安芸東IC（仮称）周辺での無秩序な開発の抑制
 - 安芸東IC（仮称）周辺地や清水ヶ丘中学校跡地などの有効活用による地域活性化
2. 地震・津波や自然災害からの暮らしの安全の確保・命を守る取組
 - 避難場所、避難できる通路の充実や維持管理
 - 自主防災組織の強化
3. 集落地内の狭小道路の改善
 - 狭小道路の拡幅や見通しの確保等の改善
4. 個性豊かな観光資源の魅力の発揮
 - 観光地としての施設の充実を進め、多彩で個性的な観光資源の魅力増進を推進



3.5 穴内、赤野地域

《地域の将来像》

美しい海と山と暮らしひるさと
海と山の美しい景観とともに安心して暮らせるふるさと地域

《方針》

1. 高規格道路・安芸西IC（仮称）の整備促進

- 高規格道路・安芸西IC（仮称）の整備促進

- 安芸西IC（仮称）周辺での無秩序な開発の抑制

2. 地震・津波や自然災害からの暮らしの安全の確保・命を守る取組

- 避難場所、避難できる通路のさらなる充実や維持管理
- 自主防災組織の強化

3. 市街地への連携強化により、利便性が高く活力ある地域を形成

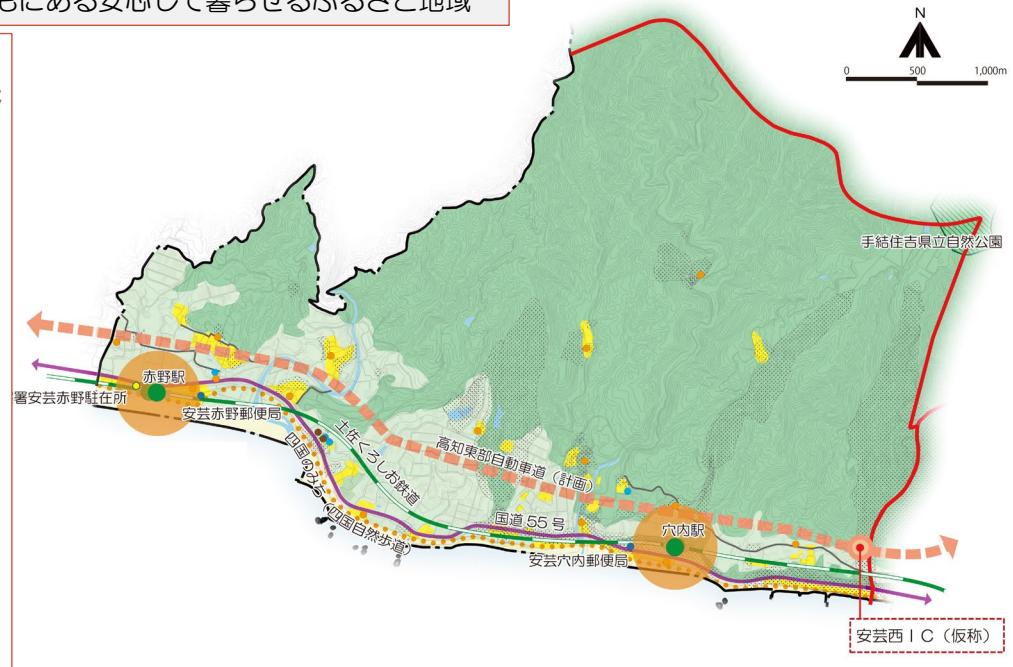
- 高規格道路・安芸西IC（仮称）と国道55号のスムーズな接続

4. 集落地内の安全な交通環境の確保

- 中山間部における狭小道路の適所への拡幅や安全対策

5. 沿道からの眺望景観の活用

- 海や山などの景観を楽しめる休憩場所の整備や道路景観の修景整備を図り、沿岸ドライブコースを形成



3.6 東川地域

《地域の将来像》

東川・山の交流モデル地区
交流体験・援農隊など地域内外の
みんなでつくる東川ブランド

《方針》

1. 奈比賀、入河内などの生活拠点におけるインフラ系施設の維持・管理

- 奈比賀、入河内などの生活拠点となる集落において、暮らしに必要な供給処理施設や生活利便施設などの維持管理を推進

- 地域と安芸市中心部を結ぶ道路や林道の改良、橋梁の点検、長寿命化などについて、適正な維持管理を検討

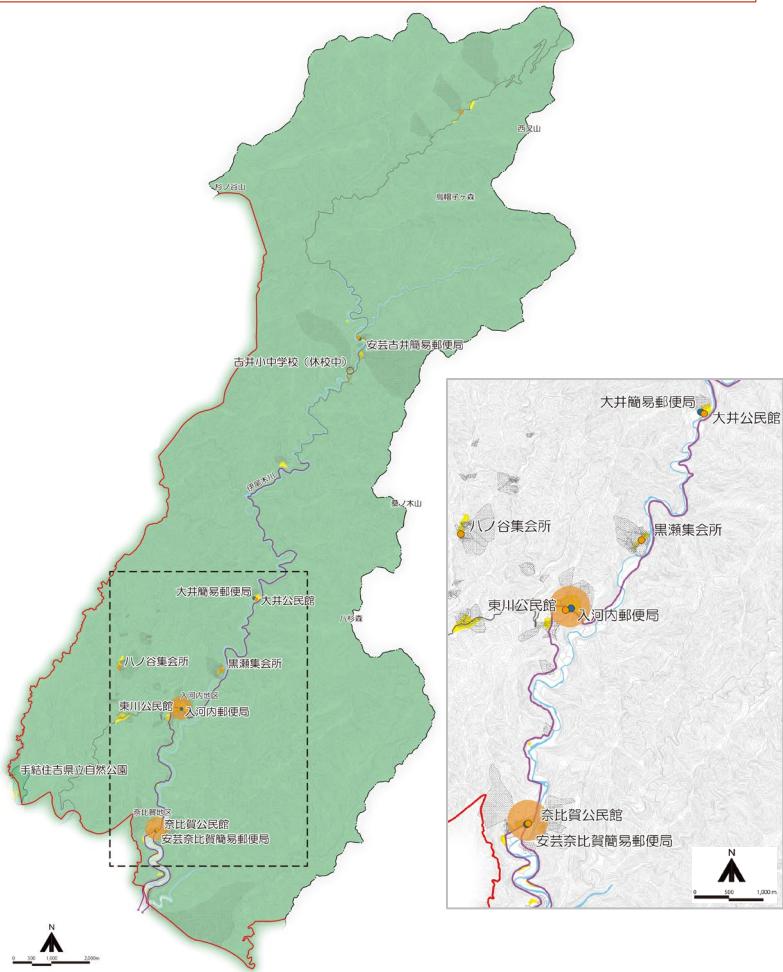
- 落石や路側崩壊、舗装の劣化や橋梁等の老朽化への対応

2. 自然災害から集落を守る取組による安全・安心に暮らせる地域づくりの推進

- 土砂災害の危険のある集落の安全対策の検討

3. 援農隊など、みんなで地域を支える体制の形成

- 地域ぐるみで暮らしや高齢者等を支える体制づくりとして、「小さな拠点」の形成を検討



3.7 畑山・柄ノ木・尾川地域

《地域の将来像》

元気いっぱいのふるさと畠山・柄ノ木・尾川
自然が自慢のふるさと畠山・柄ノ木・尾川 山援隊とともに暮らす山

《方針》

1. 畠山・柄ノ木・尾川などの生活拠点におけるインフラ系施設の維持、管理

- 畠山・柄ノ木・尾川などの生活拠点となる集落において、暮らしに必要な供給処理施設や生活利便施設などの維持管理

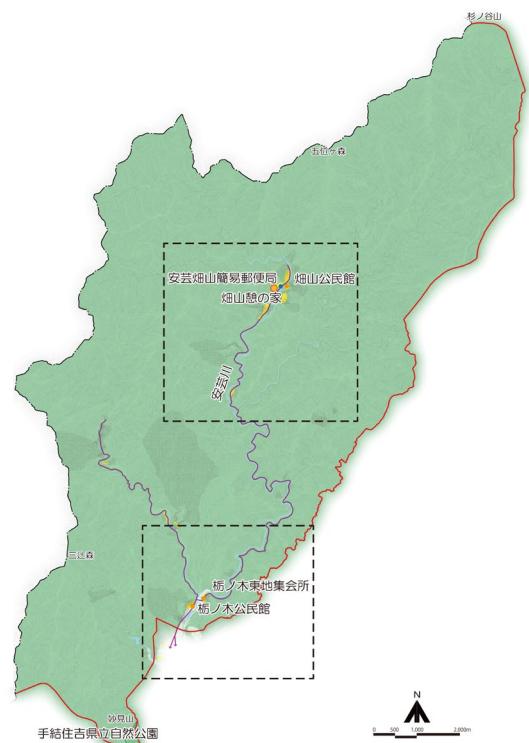
- 地域と安芸市中心部を結ぶ道路や林道の改良、橋梁の点検、長寿命化などについて、適正な維持管理を検討
- 落石や路側崩壊、舗装の劣化や橋梁等の老朽化への対応

2. 自然災害から集落を守る取組により、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進

- 土砂災害の危険のある集落の安全対策について検討

3. 山援隊と地域を支える「小さな拠点」の形成

- 地域ぐるみで暮らしや高齢者等を支える体制づくりとして、「小さな拠点」の形成を検討



4. 実現化方策

《協働のまちづくり》

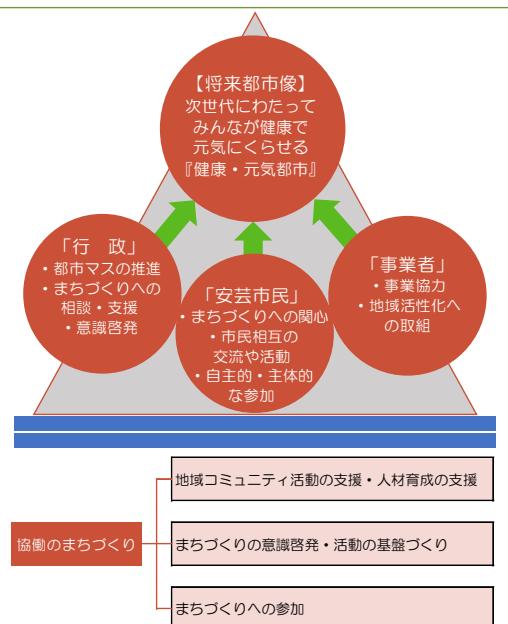
- 市民がまちづくりに関心を持ち、市民相互の交流や活動機会、自主的・主体的な参加が図れるよう、地域コミュニティ組織や事業者、行政が連携し、協働でまちづくりを進めることができますべき将来像を実現するために必要です。

《推進体制の強化》

- 安芸市民・事業者・行政等が協働でまちづくりを進めていくために、まちづくりに対する意識の醸成を図ります。
- 地域相互の交流、活動機会、自主的な参加が図れる公民館・集会所、集落活動センター等の様々なコミュニティ活動を活かし、まちづくりの協働体制を強化します。

《進行管理》

- 安芸市は、市役所の移転、学校統廃合、高規格道路・安芸西IC（仮称）・安芸中IC（仮称）・安芸東IC（仮称）の整備、新たな交通体系などの整備や、防災対策の強化などにより、まちは大きく変貌していきます。
- 今後は、まちづくりの進捗状況などを勘案し、概ね5年サイクルを基本としたPDCAを取り入れ、施策の見直しを図っていきます。



令和2年3月 安芸市都市計画マスタープラン

安芸市建設課自動車道推進室

〒784-8501 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40

TEL 0887-35-1014 FAX 0887-35-4445 Mail : jidoshado@city.aki.lg.jp